

答 申 情 第 7 1 号

平成 2 9 年 1 1 月 2 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 3 月 9 日付け保生地第 6 5 7 号をもって諮問のありました下記のことについて、  
別紙のとおり答申します。

記

個人情報保護審議会に意見聴取を行った際の資料等の不存在による非公開決定事案 (諮問  
情第 1 0 3 号)



(別紙)

## 1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年1月17日に、諮問庁の保健福祉局生活福祉部地域福祉課に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求した。
  - ア 「1. 区の福祉介護課から民生委員会に当該年度に70才になる者についての個人情報（氏名、年令、生年月日、住所）を渡すこととした件について 過去に個人情報保護審議会に意見聴取を行った際の資料（地域福祉課が保有するもの）」（以下「本件請求1」という。）
  - イ 「2. △△民生委員会から、△△連合会に対して、当該年度に70才になる者の個人情報（氏名、生年月日、年令、住所）が渡った経緯について、地域福祉課●●が■▲△△民生委員会会長に行った確認の結果が判るもの」（以下「本件請求2」という。また、本件請求1及び本件請求2をまとめて「本件請求」という。）
- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年2月1日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。
  - ・ 本件請求1について、請求に係る事業の所管課は保健福祉局長寿社会部長寿福祉課（以下「長寿福祉課」という。）であり、請求に係る資料も同課が作成しており、保健福祉局生活福祉部地域福祉課においては請求に係る公文書は作成していないため。
  - ・ 本件請求2について、本案件に係る確認は、左京区役所福祉部福祉介護課を通じて口頭で行ったものであり、請求に係る公文書は作成していないため。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月10日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分等の取消しを求める審査請求をした。
- (4) なお、平成29年4月1日付け組織改正に伴い、現在の組織名称が本件処分時の実施機関その他関係部署の名称と異なっているが、本件審査請求では、本件処分時における組織名称を前提として、諮問庁及び審査請求人が主張していることを踏まえ、本件処分時における組織名称によることとする。

### 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 4 諮問庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

#### (1) 本件請求に係る文書について

##### ア 本件請求1に係る文書について

本市では、長年にわたり社会に貢献してこられた高齢者に敬老の意を表するとともに、様々な社会活動に参加し、生きがいつくりや介護予防に役立てていただくため、昭和48年11月から、70歳以上の市民に、市バス・地下鉄等を自由に乗車いただける「敬老乗車証」を交付している。

対象者には70歳になる直前に敬老乗車証の交付申請書を郵送しているが、内容に関する問い合わせや交付勧奨に活用していただくため、当該事業を所管する長寿福祉課が対象者の台帳（以下「台帳」という。）を作成し、区役所・支所の福祉介護課を通じて、学区ごとの民生委員・児童委員により構成される「民生児童委員協議会」に配付している。当該台帳には、対象者の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、敬老乗車証の交付状況が記載されている。本件請求にある「区の福祉介護課から民生委員会」に提供されている「当該年度に70才になる者についての個人情報（氏名、年令、生年月日、住所）」に該当するのは当該台帳のみである。

当該台帳の作成及び交付については、あらかじめ京都市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見聴取を行う必要があることから、平成14年2月開催の審議会に諮り、承認を受けており、審査請求人が求めている「審議会に意見聴取を行った際の資料」については事業所管課である長寿福祉課が保有している。

##### イ 本件請求2に係る文書について

本件請求以前に審査請求人から、△△連合会（△△学区の自治会の連合組織）が実施している敬老会事業（赤飯の配付事業）の案内が審査請求人のもとに届くのは、左京区役所を通じて△△学区民生委員会に提供されている個人情報が、△△連合会に渡っているからではないかとの問合せを受け、当庁から左京区役所福祉部福祉介護課（以下「左京区役所」という。）を通じて状況の確認を行った。

△△連合会の会長（平成28年11月30日まで△△学区民生児童委員会会長をされていた）に確認を行ったところ、△△連合会が敬老会事業に使用している

70歳以上の方の名簿については、各町内会で作成しているものであり、△△学区民生児童委員会は関与していないとの回答であった。審査請求人が求めている「確認の結果が判るもの」とは、当該回答に関する文書であると解する。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 本件請求1について

4(1)アに記載のとおり、当該台帳の取扱いに係る審議会への意見聴取は、事業を所管している長寿福祉課が実施しているため、当庁では保有していない。

なお、審査請求人が本件請求以前に当庁に来庁した際にも、左京区役所から学区の民生児童委員会に提供されている70歳以上の方の個人情報に掲載された名簿に該当するのは当該台帳のみで、当該台帳の取扱いに関する所管は長寿福祉課である説明しており、さらに本件請求に係る公文書公開請求書を提出する際にも、当該請求書を受け付けた情報公開コーナーの職員を通じて、同様の内容の説明を行っている。

イ 本件請求2について

4(1)イに記載の△△連合会会長への状況の確認については、左京区役所を通じて口頭で行い、その結果についても、左京区役所から当庁へ口頭で行われたものであり、当庁において請求に係る公文書は作成していない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審査会での審査請求人の説明によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

なお、この「5 審査請求人の主張」の中における略称、定義等については、審査請求人が自身の主張の中で用いているものを用いるものとする。

(1) 本件請求1について

ア 民生委員法に基づく法定受託事務を行う部署は保健福祉局生活福祉部地域福祉課であり、区の福祉介護課がその補助的役割を行う部署である。

請求対象公文書を保有していない理由とする部分は、事実と異なる。

本件処分の保有していない理由部分は、根拠が無い。

イ 本件請求1、に係る文書は、京都市個人情報保護条例8条1項、8条2項、8条3項の規定に違反する法令違反の該当性に係る文書である。

ウ 昭和48年11月から実施された(旧)敬老乗車証交付事業は、平成17年9月1日施行の京都市敬老乗車証条例に基づき、新制度に次記のとおり大きく変わった。(京

都市公式HPのとおり。)

第一点は、それまで無償であった敬老乗車証（以下「乗車証」という。）の有償化である。

第二点は、乗車証更新の意思確認を民生委員への委託から区の事務に切り換えた。

第三点は、旧乗車証と新乗車証の引き換えを民生委員への委託から郵便局への委託に切り換えた。（資料1、平成17年度第1回京都市個人情報保護審議会の審議票（敬老乗車証交付事務）のとおり。）

第四点は、2年に1度の更新を1年に1度の更新に切り換えた。

エ そもそも、民生委員法14条12号の職務規定は、援助を必要とする者に・・・(略)・・・助言その他の援助を行うとする。同法16条は、民生委員の職務上の地位を政党又は政治目的に利用してはならないと規定する。同法24条4号は、民生委員協議会の任務に必要な資料及び情報を集めることと規定する。

【※注 京都市地域における見守り活動促進事業要綱12条は、民生委員が見守り活動を行う場合には、市が作製した対象者名簿の民生委員協議会への貸し出しを規定する。（京都市公式HPのとおり。）民生委員会長及び民生委員各個人に対し、援助を必要としない者が90%を超えるであろう70才以上の住民全部約30万人分の選挙人名簿と同じ内容の個人情報（氏名、住所、性別、生年月日等）が掲載される敬老乗車証交付台帳2部を渡す行為に京都市個人情報保護条例8条規定抵触がないと否定できるものであろうか。】

オ 又、民生委員は、平成26年度の保健福祉局事業概要によれば、援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供や関係機関との連絡調整など、適切な援助を行うとともに、福祉事務所や、その他の関係行政機関の業務の協力を行っていると言われる。（資料2、平成26年度保健福祉局事業概要のとおり。）

カ 平成28年度までの民生委員の担当所管は、（前）地域福祉課（現）健康長寿企画課であり、その実務上の補助を行うのが区（前）福祉介護課（現）区健康長寿推進課である。

キ 諮問庁が主張する敬老乗車証の問い合わせに関しては、敬老乗車証交付台帳（以下「交付台帳」という。）の必要性は全くない。京都いつでもコールが、問い合わせに対して、年中無休で受付を行っている。

ク 又、敬老乗車証の交付勧奨については、新制度では、対象となる70才以上の住民全員に敬老乗車証の申請意思の確認を区から文書で郵送するため、交付台帳の必要性は全くない。

ケ 加えて、民生委員法24条4項は、民生委員協議会の任務として、必要な資料及び情報を集めることを規定する。

京都市地域における見守り活動促進事業実施要綱10条は、対象者宅等を訪問して個人情報の文書による同意を得た対象者の名簿の作製を規定し、10条3項に市長は、見守り活動団体（民生委員協議会を含む）からの申請に基づき名簿を貸し出しするこ

とができると規定することから、民生委員に交付台帳を渡す必要性は全くない。

コ 平成14年2月の京都市個人情報保護審議会の審議事項は、(旧)無償乗車証制度において、対象者約14万5,000人のうち老人医療保険未加入者(約5% 約7,500人)の把握に時間と手間を要する状況にあるため、当該約5%の対象者の住民基本台帳データ及び外国人登録データから対象者を抽出し、電算化することにより、省力化、効率化を図る事務が審議内容である。

サ 審議事項別紙記2、事務作業の流れによれば、6月～7月ころに交付台帳を各区から、民生委員に渡し、交付対象者の調査及び更新の意思確認を委託し、各区が調査後の交付台帳を元に新乗車証を作製し、各区から民生委員に新旧乗車証の引換を委託する。

シ 民生委員は、新旧乗車証の引換を行い、10月ころに各区へ交付台帳及び旧乗車証を提出するという事務作業の流れであったことが記載される。

ス 新制度では、交付対象者の更新の意思確認は、各区から対象者全員に文書の郵送により行い、新旧乗車証の引換及び負担金の納付は、市内の郵便局の窓口で行うため、(旧)制度においての民生委員による事務作業は一切ない。

従って、新制度において、交付台帳を民生委員に渡す根拠、理由及び目的が全くない。

セ 新制度では、70才以上の対象者には、敬老乗車証更新申請の意思確認及び負担金の決定のため、個人の所得に係る情報の利用について同意を求める文書が区から郵送される。

対象者が、更新申請の意思及び個人情報利用の同意書を返送した場合に、対象者に対し、各区から負担金額が明記された納付書が郵送される。

対象者が市内の郵便局窓口で、当該納付書により、負担金を納付し、本人証明書を提示すれば、その場で乗車証が交付される。

ソ 尚、念のため、福祉総務課及び区健康長寿推進課に京都市が、民生委員に協力を委託をしている事業を問い合わせをしたところ、京都市域における見守り活動促進事業実施要綱に係る対象者に対する見守り活動はあるが、それについては、同要綱12条の規定により、市が、対象者の文書による同意を得て作製をした名簿の各団体への貸し出しにより行われるため、民生委員に交付台帳を渡す必要性は全くない。

又、平成23年10月26日付 京都市個人情報保護審議会の審議事項により、地域包括支援センター、各区、市の中に結ぶオンライン化された情報システムにより、地域包括センターを主体として行われる事業であり、地域包括センターが対象者の文書による同意を得て後に、民生委員に対し、対象者の必要最低限度の個人情報を提示して、見守り活動に繋げるため、民生委員に、交付台帳を渡す必要性は全くない。

タ 上記のとおり、京都市「敬老乗車証」交付事業の新制度は、毎年度1回、区福祉介護課が、当該年度70才になる住民全部に対し、京都市内の郵便局に委託をして行う事業であることから、民生委員の職務とは何ら関係関連するところはない。諮問庁の

不存在の理由部分についての弁明は、失当である。

チ 尚、請求人は、平成26年度に70才になってから請求人に敬老会の案内状が届くこと及び地域の◆◆民生委員が、請求人の年令を掌握して請求人のプライバシーを度々侵害することに疑問をもち、左京区（前）福祉介護課から元△△学区民生委員会へ当該年度70才以上の者の個人情報を提供したであろうことについて、平成28年1月13日から地域福祉課##に説明を求めたが、同年2月29日に地域福祉課において、■■民生委員会長が実体のない【町籍簿】発言を繰り返し録音テープに吹き込んだのみで明確な回答のないまま同年4月に異動があり、後任の●●に引き続き説明を求めたところ、「あらかじめ京都市個人情報保護審議会の審議に諮り、承認を受けたものでその資料があります。」「その承認の資料を示して下さい。」の押し問答を何度か繰り返した。

ツ ●●が、上記の「あります。」の回答を長寿福祉課所管の「敬老乗車証」交付事業の審議会の承認にすり替えたのは、同年12月からのことである。

テ しかも、弁明書によれば、上記の審議会の承認は、平成14年度の（旧）敬老乗車証交付事業に係るものである。諮問庁の弁明は、理由齟齬がある。

ト 京都市個人情報保護条例7条に規定する市長への個人情報取扱事務の届け出については、敬老乗車証交付事業は目的外利用をしないとするものである。

ナ 京都市個人情報保護条例9条に規定する提供先に対する措置要求については、交付台帳の提供先である民生委員に対し、使用目的若しくは、使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を講じることを求めていることをしていないため、民生委員における交付台帳の保管場所、保管責任者、保管セキュリティ及び守秘義務違反者に対する罰則規定は、市側に全く掌握がない。

ニ 上記のとおり、諮問庁の弁明は、京都市保健福祉局の中に於て、平成17年の敬老乗車証事業の新制度への切り換え以降、毎年度約30万人分の選挙人名簿と同一内容の個人情報を秘密裡に法的根拠なく、正当な手続きを経ず、民生委員会長及び民生委員各個人に対し、漏洩を行う事実に対する住民である請求人の問いに、かかる詐弁をもって封じ込めようとするものに他ならない。

ヌ 諮問庁の弁明は、本件請求1、を平成17年の（新）敬老乗車証事業の有償化以降、民生委員活動とは何ら関係関連のない長寿福祉課所管の新制度の「敬老乗車証」交付事業との関係性にこじつけをするもので、平成28年12月に地域福祉課●●によって唐突に始まったものである。それまでは、地域福祉課が審議票を保有するとしてきた。

諮問庁の弁明は、理由不備がある。

不存在の理由部分は、根拠がない。

ネ 意見書に述べたとおり、実施機関である地域福祉課は、対応が虚偽的で、自分のところにその文書がありますというのでずっと交渉してきたが、1年以上過ぎ、最後になって今の介護ケア推進課が持っているとの説明であり、そういう対応はあってはい

けないと思う。

住民の質問に対して、一度や二度であれば何かの錯誤ということもあるかもしれないが、延々と嘘をついて、最後に自分のところではないと言い出されたら、どこからどこまでが本当で、どこからどこまでが嘘か分からなくなる。介護ケア推進課が持っているということも嘘かと思われた。

ノ 審査請求を行っているのは、理由に記載のとおりであるが、諮問庁はそれに対して回答されていない。それに尽きる。

## (2) 本件請求2について

ア 本件請求対象公文書は、民生委員法15条の守秘義務及び同法11条2号の解嘱事由規定に係る公文書であることから、その重要性に鑑みて、請求対象公文書を保有していないとする理由は、考え難い。本件処分の不存在の理由は、根拠を欠く。

イ 諮問庁が、△△連合会主催の敬老会を赤飯の配布事業とする指摘については、当該敬老会当日受付において、選挙投票所の受付の如く、交付台帳のような個人情報名簿を机上に備えて、当該名簿台帳と敬老会案内状の照合及び赤飯一包との引き換えを行う。

主催者を代表する■■会長の個人のプライバシーに配慮する感覚の欠落及び守秘義務違反は、当該受付設営の態様においても明確である。

ウ 毎年、元△△学区で、敬老会を主催する△△地域連合会会長■■氏の名刺に、■■氏自身が記載した【△△学区民生児童委員協議会】会長が、■■氏であることが明示される。当該二つの会の会長は■■氏である。

エ 平成28年2月29日の地域福祉課における■■氏の録音テープ吹き込み（【町籍簿】なる町内会が保有する町内会入会者の名簿台帳の存在を主張した。）の弁明以来、■■氏は、各町内会において敬老会の案内状の作成と配布がされると弁明を繰り返しているようである。

しかし乍ら、敬老会の案内状の差し出し人名は、■■氏（同一人）である。

加えて、▼▼町内会では、毎年度会計予算に敬老会の予算計上がない。

オ △△学区▼▼町内会は、転入した新入会者の年令、生年月日の個人情報を求めることがない、従って当該情報を保有していない。

請求人は、▼▼町内会の\*\*組に所属し、今年度で4度目となる組長を勤める。請求人自身の▼▼町内会に入会の際の経験及び組長としての転入者の新入会に際しての手続きを行う上での経験による。

加えて、請求人は、▼▼役員として、当該敬老会の案内状の作製と配布に携わった経験が一度もない。

カ △△民生児童委員協議会会長■■氏は、区（前）福祉介護課から、敬老乗車証交付台帳2部（1部は会長用、1部は民生委員各個人用）を提供され保有する。

■■氏は、△△民生児童委員協議会と△△地域連合会の二つの会の会長であり、当

該二つの会の所在は、何れもが■■氏の自宅住所である。

■■氏の弁明にある▼▼町内会は、転入者の年令、生年月日の個人情報の入手がなく、保有していない。以上により、■■氏の当該弁明は、根拠がなく、失当である。

キ 諮問弁の弁明は、本件請求2、を不存在とする理由としての「口頭で本件の状況確認を行った。」については、●●の稗田阿礼に匹敵する稀有な記憶力を前提とするならば、妥当性が生じるやもしれぬが、関係者が複数名であること及び状況の確認作業が複数回の伝達となる本件にあっては、当該関係者（■■会長を含む）の平均的な記憶力を踏まえて判断されるべきである。

ク 加えて、本件請求2、は、民生委員法15条の規定する守秘義務違反及び同法11条2号に規定する解嘱事由に係る調査確認であることを口頭で行ったとするものである。

諮問庁の弁明は、社会通念上の妥当性を著しく欠くものであり、失当と言わざるを得ない。

## 6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

### (1) 審議会への意見聴取について

ア 京都市では、個人情報の保護に関する制度の運営に関する重要事項及び当該制度の改善について、実施機関の諮問に応じ、調査し、及び審議すること等を目的として、京都市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づいて審議会を設置している。

京都市の実施機関が、個人情報取扱事務に関し、新たに個人情報を電子計算機により処理しようとするとき等は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないこととされている（京都市個人情報保護条例第10条第2項等）。

イ 敬老乗車証交付事務に関して、審査請求人から提出されている資料から、平成13年度第5回、平成15年度第3回及び平成17年度第1回の審議会において審議されていることが認められる。

### (2) 本件請求に係る文書について

ア 本件請求1に係る文書について

(ア) 審査請求人は、本件請求1に係る公文書公開請求書に「区の福祉介護課から民生委員会に当該年度に70才になる者についての個人情報（氏名、年令、生年月日、住所）を渡すこととした件について 過去に個人情報保護審議会に意見聴取を行った際の資料（地域福祉課が保有するもの）」と記載している。

(イ) これを受けて、諮問庁は、「区の福祉介護課から民生委員会に当該年度に70才になる者についての個人情報（氏名、年令、生年月日、住所）を渡すこととした件」に係る文書に該当するものは、「敬老乗車証」交付事業において民生児

童委員協議会が活用できるよう当該事業の所管部署が作成した台帳のみであることから、当該事業に係る審議会への意見聴取を行った際の資料を、審査請求人が求める文書として特定した。

(ウ) 本件請求内容における「区の福祉介護課から民生委員会に当該年度に70才になる者についての個人情報(氏名、年令、生年月日、住所)を渡すこととした件」について、審査請求人からは、具体的な事業名は示されていない。一方、諮問庁が本件請求内容及びそれまでの審査請求人とのやりとりがあったことを踏まえて、「敬老乗車証」交付事業において作成した「台帳」であると判断したことには一定の合理性が認められる。

少なくとも、諮問庁の当該判断に齟齬があると認められるだけの資料は、審査請求人から提出されていない。

したがって、本件請求1に係る文書は、「敬老乗車証」交付事業に係る個人情報保護審議会への意見聴取を行った際の資料であり、かつ、地域福祉課が保有する文書であると認められる。

イ 本件請求2に係る文書について

本件請求2の公文書公開請求書の記載内容及び双方の主張から、本件請求2に係る文書は次のとおりであると認められる。

△△民生委員会から、△△連合会に対して、当該年度に70才になる者の個人情報(氏名、生年月日、年令、住所)が渡った経緯について、諮問庁である地域福祉課●●が■●民生委員会会長に確認した結果が記載された文書。

(3) 本件処分について

ア 本件請求1に係る処分について

(ア) 上記6(2)アで確認したとおり、本件請求1に係る文書は、「敬老乗車証」交付事業に係る個人情報保護審議会への意見聴取を行った際の資料であり、かつ、地域福祉課が保有する文書」である。

(イ) 当審査会が平成28年度における京都市事務分掌規則を確認したところ、同規則第12条において、「保健福祉局長寿社会部長寿福祉課」の事務分掌中に「敬老乗車証に関すること。ただし、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。」と規定されていることが認められた。

(ウ) また、審査請求人から反論書の資料として提出された「平成27年度第1回京都市個人情報保護審議会審議票(敬老乗車証交付事務)」及び「平成13年度第5回個人情報保護審議会の審議票(敬老乗車証一斉更新事務)」においても主

管課欄に「長寿福祉課」との記載があることが認められた。

(エ) したがって、敬老乗車証の交付事務に関して、審議会に意見聴取を行った際の資料を保有する所管部署は長寿福祉課であって、当該事務に係る所管部署ではない諮問庁の地域福祉課が当該資料を保有していないとしても、不自然な点は認められない。

イ 本件請求2に係る処分について

(ア) 諮問庁は、次のとおり主張する。

本件請求以前に審査請求人から、△△連合会（△△学区の自治会の連合組織）が実施している敬老会事業（赤飯の配付事業）の案内が審査請求人のもとに届くのは、左京区役所を通じて△△学区民生委員会に提供されている個人情報、△△連合会に渡っているからではないかとの問合せを受け、当庁から左京区役所を通じて状況の確認を行った。

△△連合会の会長に確認を行ったところ、△△連合会が敬老会事業に使用している70歳以上の方の名簿については、各町内会で作成しているものであり、△△学区民生児童委員会は関与していないとの回答であった。

△△連合会会長への状況の確認については、左京区役所を通じて口頭で行い、その結果についても、左京区役所から当庁へ口頭で行われたものであり、当庁において請求に係る公文書は作成していない。

(イ) 審査請求人は、文書の存否に関して次のとおり主張する。

諮問庁の弁明は、本件請求2、を不存在とする理由としての「口頭で本件の状況確認を行った。」については、●●の稗田阿礼に匹敵する稀有な記憶力を前提とするならば、妥当性が生じるやもしれぬが、関係者が複数名であること及び状況の確認作業が複数回の伝達となる本件にあっては、当該関係者（■■会長を含む）の平均的な記憶力を踏まえて判断されるべきである。

加えて、本件請求2、は、民生委員法15条の規定する守秘義務違反及び同法11条2号に規定する解嘱事由に係る調査確認であることを口頭で行ったとするものである。

諮問庁の弁明は、社会通念上の妥当性を著しく欠くものであり、失当と言わざるを得ない。

(ウ) 諮問庁の説明では、諮問庁が審査請求人からの問合せを受けて、左京区役所を通じて△△連合会の会長に確認した結果の内容は、△△連合会の敬老会事業に使用している70歳以上の者の名簿は各町内会で作成しているものであり、△△学区民生児童委員会は関与していないというものであった。また、諮問庁

は、当該確認を左京区役所を通じて口頭により行ったものであって、公文書を作成していないとのことであった。

(エ) ところで、京都市公文書管理規則第6条第1項では、公文書の作成について「意思決定に当たっては、公文書を作成するものとする。ただし、処理に係る事案が特に軽易なものにあつては、この限りでない。」と規定している。ここでいう「意思決定」には、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程も含まれていると解される。また、「事案が特に軽易なもの」とは、事後に確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ、事案が歴史的価値を有さない場合などがある。

(オ) 本件審査請求についてみると、諮問庁が左京区役所を通じて行った確認の内容は、上記6(3)イ(ウ)のとおりであつて、諮問庁が審査請求人個人から受けた問合せに対して回答するためのものであつたことからすれば、審査請求人の問合せへの対応が完了すれば、事後に確認が必要とされるものでもなく、また、文書を作成しなくとも職務上支障が生じることもないと考えられることから、必ずしも公文書として作成しなければならないとはいえない。

(カ) 加えて、当該敬老会事業に関しては、そもそも諮問庁が関与していない事業であることからすれば、諮問庁があえて文書を作成しなければならないとまではいえず、公文書を作成していないとの諮問庁の主張に不自然な点はない。

(キ) その他、審査請求人からは、諮問庁が本件請求2に係る文書を保有しているとの自身の主張を裏付ける具体的な証拠等は提示されていない。

(ク) これらのことからすれば、諮問庁が左京区役所を通じて■■民生委員会会長に確認した結果が記載された文書を作成又は保有していないとしても、特段不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人は、これら以外にも様々な主張を行っているが、それらの主張は、いずれも本件請求に係る公文書の存否とは直接関係ないものであり、請求に係る公文書が存在しないとする当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 3月 9日 諮問  
4月10日 諮問庁からの弁明書の提出  
8月 4日 審査請求人からの反論書の提出  
8月30日 諮問庁の職員の口頭理由説明（平成29年度第5回会議）  
9月28日 審査請求人の口頭意見陳述（平成29年第6回会議）  
11月 2日 審議（平成29年度第7回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）